

令和7年度本試験を振り返って

貸金業務取扱主任者講座

黒田眞介

受講生の皆様、本試験の受験お疲れ様でした。多くの方が合格されたものと思います。

さて、本年の本試験を回顧いたしますと、昨年の第19回試験に比べかなり簡単になったという印象です。理由は、一に、選択肢が短文となりました。これにより、誤読による失点はかなり減ったと思われます。二に、初出の出題が昨年に比べ大幅に減りました。散見される初出の問題も、消去法で粘り強く取り組めば正解に辿り着けるものが大半でした。以上より、基準点は高くなるものと予想しております。

以下、注目点を述べてみます。

1. 第一編について

前半の適切なものを選ぶ問題は15問出題され、昨年より減りました。内訳は個数問題3、組合せ問題7、四肢択一問題5でした。全体では昨年に比べ3問減り、取り組みやすくなつたと思われます。

出題の内容は、過剰貸付けの禁止から6問、書面の交付関連3問、利息・保証料関連3問と出題範囲の編成は概ね例年通りでした。内容的には標準的な問題が多く、特に利息・保証料関連の問題は容易であったと思われます。

その他の分野では、監督指針の出題が減ったことや届出に関する問題が増えたことなどが目立ちました。

2. 第二編について

民法15問、犯罪収益移転防止法1問の他、破産法が1問出題されました。学習のしようがない会社法や民事手続法の出題がなかったことは良かったと思います。

全体の傾向に応じて、民法も短文の問題が多く、事例問題は代理1間に止まりました。これまで民法は事例問題か条文そのままの問題でしたが、今後は短文ではあっても、条文丸のみの知識では対応が困難になるかも知れません。

3. 第三編について

個人情報保護法関連3問、自主規制基本規則1問、そして紛争解決等業務に関する規則1問の異例の出題でした。しかし、内容的には、両規則は標準的な問題であり、個人情報保護法関連についても2点は狙えるものと思います。

4. 第四編について

一般原則、損益計算書、貸借対照表、それぞれ 1 問の標準的な出題でした。満点の方も少なくないと思います。

5. 合格基準点

合格基準点の上昇は間違いないと思います。予想は難しいですが、 33 ± 1 と予想させていただきます（過去 10 年の最高は、第 12 回の 34 点です）。

以上

※当講評は、TAC(株)が独自の見解に基づきサービスとして情報を提供するもので、試験機関による本試験の結果等(合格基準点・合否)について保証するものではありません。